

必要書類等チェックシート

申請の際は、次の項目をチェックし申請書に添付してください。

- 固定資産証明申請書
- チェックシート（この書類）
- 【郵送で受領の場合】
 - 返信用封筒（必要な切手を貼付し、かつ申請書と同一のあて先を記載のこと）
 - 手数料（郵便局発行の小為替（残りの有効期間が3週間以上あるもの））

申請者により次の書類が必要となります。

- 【本人】
 - 本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付きのもの
 - 法人所有の場合
申請書に代表者印を押印してください。
当該法人の社員証（従業員証）を提示してください。
- 【相続人】
 - 本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付きのもの
 - 相続人であることがわかるもの
例）被相続人の除籍謄本、相続人と被相続人との関係を示す戸籍謄本
登記官の記名・押印のある法定相続情報 など
- 【代理人】
 - 委任状
 - ※ 原本還付の場合は、原本及びその写しを添えてください。
 - ※ 委任者が相続人である場合は、相続人であることがわかる書類等が必要となります。
 - ※ 委任者が法人の場合は委任状に法人の代表者印の押印が必要です。
 - 代理人の本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付きのもの
 - ※ 受任者が法人の場合は、申請書に代表者印の押印が必要です。
- 【借家人や競落人など】

別に必要な書類がありますので、担当課にお問い合わせください。
- 【媒介契約書に基づき申請する場合】
 - 媒介契約書の原本を提示するか、又は写しを提出してください。
 - 有効期間内であることが必要です。
 - ※ 契約期間が更新されている場合はその旨を約した書類の提示が追加で必要です。
 - 証明書の取得について委任する旨が明記されていることが必要です。
 - 契約者が相続人である場合は、相続人であることがわかる書類等が必要となります。
 - 契約者が代理人の場合、所有者から委任されていることのわかる書類が必要です。
 - 当該法人の社員証（従業員証）を提示してください。
 - 古家の記載のない場合は、家屋の証明書は発行できません。
- 【その他】
 - 令和8年1月2日以降に名義変更や分筆、合筆等がある場合は、登記簿謄本を提示するか、又は写しを提出してください。
- 【手数料】
 - 公課証明書、評価証明書、物件証明書
 - 土地：1筆につき300円
 - 家屋：台帳1枚につき300円
 - 名寄帳：1年度、1課税区、1納税義務者ごとに300円